

登米地区地域医療対策委員会規約

(名称)

第1条 本会は、登米地区地域医療対策委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、登米地区内の市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、保健福祉事務所の協力体制を確立して、登米地区の地域医療の確保を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、当該地区内の次の関係団体をもって構成する。

- 一 登米市
- 二 登米市医師会
- 三 登米市歯科医師会
- 四 登米市薬剤師会
- 五 登米市社会福祉協議会
- 六 宮城県東部保健福祉事務所（石巻保健所）
- 七 宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所（石巻保健所登米支所）

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域医療の確保に関すること。
- 二 地区の保健医療対策に関すること。
- 三 地域医療の調査研究に関すること。
- 四 その他本会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
監事	2名

- 2 会長及び副会長は、理事の互選による。
- 3 監事は、第3条の構成団体の推薦者をもって、これにあてる。
- 4 会長は、本会を代表して会務を統理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を行う。
- 6 監事は、本会の会務と会計について監査し、理事会に報告する。

(理事の選任)

第6条 理事は、第3条の構成団体が協議して選任する。

(役員任期等)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再選されることができる。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が職務を行うまではその職務を行う。

(運営委員)

第8条 本会の事業を行うため、運営委員若干名を置く。

2 運営委員は、会長が理事会の議を経て委嘱する。

3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員は、任期が満了しても後任者が職務を行うまではその職務を行う。

(専門委員)

第9条 本会の事業を行うため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長が委嘱し、理事会に報告する。

3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、理事会、運営委員会、監事会及び専門委員会とする。

2 理事会は、毎年2回定例会を開催するほか、必要に応じ、臨時に開催する。

3 運営委員会、専門委員会は、必要の都度、開催する。

4 監事会は、年1回、第1回理事会の開催前に開催する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 会長は、理事の3分の2以上の者から理事会招集の請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 監事及び運営委員は、会長の求めるところにより理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第12条 次に掲げる事項は、理事会で議決するものとする。

一 規約の変更

二 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

三 収支予算及び決算

四 その他重要な事項

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会の委員長及び副委員長は、運営委員の互選によって決める。

3 委員長は運営委員会を統理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を行う。

4 運営委員会は、会長の同意を得て委員長がこれを招集し、その議長となる。

5 運営委員会は、第4条の事業について調査研究し、理事会に報告するとともにその実施を図る。

(専門委員会)

第14条 専門委員会は、専門委員をもって構成する。

2 専門委員会の委員長は、専門委員の互選によって決める。

3 専門委員会は、会長の同意を得て委員長がこれを招集する。

4 専門委員会は、専門の事項について調査研究し、理事会に報告する。

(事務局)

第15条 本会の事務は、東部保健福祉事務所において行う。

(経費)

第16条 本会の経費は、本会を構成する団体からの拠出金及び補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか本会の運営及びその他必要な事項については、会長が理事会の議を経て定める。

附 則

1 この規約は、昭和48年7月25日から施行する。

2 この改正規約は、昭和51年5月19日から施行する。

3 この改正規約は、昭和51年10月21日から施行する。

4 この改正規約は、昭和54年3月29日から施行する。

5 この改正規約は、昭和54年5月16日から施行する。

6 この改正規約は、昭和57年5月20日から施行する。

7 この改正規約は、平成3年7月24日から施行する。

8 この改正規約は、平成12年6月22日から施行する。

9 この改正規約は、平成13年7月1日から施行する。

10 この改正規約は、平成17年4月1日から施行する。

11 この改正規約は、平成20年4月1日から施行する。

12 この改正規約は、令和4年4月1日から施行する。